

平成28年第1回臨時会議事日程（第1号）

平成28年11月29日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第60号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第61号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

日程第6 議案第62号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第7 議案第63号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第8 議案第64号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	11月29日	火	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成28年第1回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成28年11月29日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	11月29日 10時00分	
応 招 議 員	1 番 中家 章智	6 番 花畑 明
	2 番 山本 定生	7 番 是石 利彦
	3 番 太田 文則	8 番 岸本加代子
	4 番 梅津 義信	9 番 丸谷 一秋
	5 番 横川 清一	10番 若山 征洋
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 今富壽一郎 総 務 課 長 守口 英伸 企画財政課長 奥田 健一	健康福祉課長 上西 裕 上下水道課長 赤尾 肇一
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 奥邨 厚志 書 記 太田 恵介	
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり	
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり	

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成28年第1回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の決定

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に岸本議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（若山 征洋君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日11月29日の1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日11月29日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4. 議案第60号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5. 議案第61号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

日程第6. 議案第62号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第7. 議案第63号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第8. 議案第64号 平成28年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第59号から日程第8、議案第64号の6議案を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について、議案第62号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第63号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第64号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について、以上であります。

○議長（若山 征洋君） 次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さんおはようございます。本日、平成28年第1回臨時町議会を召集しましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの臨時議会には、条例案件2件、予算案件4件の計6案件について御審議願いたく、御提案するものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第59号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成28年8月8日の人事院勧告に基づき、これを実施するため一般職の職員の給与改定を行うものであります。

議案第60号は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

一般職の職員に準じて、給与改定を行うものであります。

議案第61号は、平成28年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ590万2,000円を追加し、予算総額を33億1,409万2,000円とするものであります。

歳入では、17款繰入金1項基金繰入金で公共下水道事業費基金繰入金205万2,000円の増額、18款繰越金1項繰越金で前年度繰越金385万円の増額、歳出では、給与条例の改正に伴う人件費で特別会計への繰出金を含めて総額で366万4,000円の増額、11月新規採用職員の給与決定に伴う人件費で33万8,000円の増額、4款都市計画費5項公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金として、給与改定に伴う人件費15万2,000円を含め205万2,000円の増額であります。

議案第62号は、平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ10万8,000円を追加し、予算総額を9億4,602万7,000円とするものであります。

給与改定に伴う増額補正であります。

議案第63号は、平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,815万2,000円を追加し、予算総額を4億6,959万2,000円とするものであります。

歳入では4款繰入金1項繰入金で一般会計繰入金205万2,000円の増額、7款町債1項町債で公共下水道債3,610万円の増額であります。

歳出では、2款事業費1項事業費で給与改定に伴う人件費として、総額で15万2,000円の増額、管渠実施設計委託料5,800万円の増額、管渠布設工事費2,000万円の減額であります。

議案第64号は、平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出に12万8,000円を追加し、収益的支出総額を1億3,288万9,000円とするものであります。

給与改定に伴う増額補正であります。

以上、提出議案についてはいずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

本年の人事院勧告に基づく給与改定は大きく3点です。月例給の引き上げ、ボーナスの引き上げ、扶養手当の見直しの3点となっております。

月例給については、本年4月時点で民間給与が国家公務員の月例給を708円、率にして0.17%を上回る結果となりました。そのため、4月にさかのぼって給料表の水準を若年層で1,500円程度、その他については400円、率にして平均0.2%引き上げる勧告が行われています。

ボーナスにつきましても、民間の支給割合が国家公務員を0.12月分上回ったことから、0.1月分の引き上げの勧告が行われています。なお、引き上げ分は勤務実績に応じた給与を推

進するため、勤勉手当に配分することとなっています。

扶養手当の見直しについては、社会全体として共働き世帯が片働き世帯よりも多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生ずる中、民間において配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあることから、配偶者に係る手当を削減し、その分を子どもに係る手当に再配分する勧告が行われています。

本町の給与条例につきましても、人事院勧告に沿った内容で改正をいたしたく、御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書2ページをごらんください。あわせて、資料ナンバー1の新旧対照表もごらんいただければと思います。

新旧対照表は右側が現行、左側が改正案で下線を引いた部分が改正箇所ということになっております。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条、見出しとして「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」、一般職の職員の給与に関する条例（昭和63年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、これは字句の改正でございます。同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、これは再任用以外の職員、いわゆる一般の職員の勤勉手当の割合を100分の10、0.1月分引き上げるものでございます。「100分の100」を「100分の110」に改め、これは一般の職員のうち、課長の職にある者の割合を同じく100分の10、0.1月分引き上げるものでございます。

次、同項2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、これは、再任用職員の勤勉手当の割合を引き上げるもので、再任用職員については一般職員の半分、100分の5、0.05月分引き上げるものでございます。「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。同じく再任用職員で課長職にある者の割合を100分の5引き上げるものでございます。

新旧対照表は2ページをごらんください。

附則第16項中「100分の1.2（特定幹部職員にあつては、100分の1.5）」を「100分の1.65」に、とあります。この附則第16項の規定は、高齢職員の給与を抑制するための規定で、年齢55歳以上で、かつ給料表の職務の級が6級の課長の勤勉手当の支給上限額を定めるものでございます。本則21条第2項第1号で算出された勤勉手当の支給上限額から、ここに記載されている割合を乗じて得た額を減額した額を支給上限額とするものであります。勤勉手当の支給割合が引き上げられたため、減額する割合も引き上げるというものでございます。ここに該当する職員は特定幹部職員だけですので、今回の改正で一般職職員の割合である「100分の1.2（特定幹部職員）にあつては、」という字句を削り、「100分の1.5」を

「100分の1.65」に改めております。減額される割合である現行の100分の1.5は、改正前の特定幹部職員の勤勉手当の支給割合100分の100の1.5%、改正後の100分の1.65は、同じく改正後の支給割合100分の110の1.5%となっております。

次に、「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」を「100分の110」に改める。この規定は、附則第13項の規定により給与抑制対象職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、その職員の属する職務の級における最低の号級の給料月額に達しない場合は抑制する措置は講じず、そのまま特定幹部職員の支給割合を支給上限とするという規定があります。給与抑制対象外の特定幹部職員と同じ支給割合である現行の「100分の100」を「100分の110」に改めるものでございます。

「別表1を次のように改める」ということで、1級、2級の若年層で1,500円、中間層では段階的に引き上げ額が下がり、高齢層では400円の引き上げというふうになっております。

議案書6ページ、新旧対照表は8ページをごらんください。

議案書6ページです。第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「以降」を「以後」に改め、これはもう字句の改正です。同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。第3号満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、この改正は、現行では同額である子と孫の扶養手当月額に差をつけるため、子と孫の定義を分けるものでございます。

第12条第3項を次のように改める。

第3項扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。第1号に該当する配偶者、第3号に該当する孫、第4号に該当する父母及び祖父母、第5号に該当する弟、妹、第6号に該当する重度心身障害者については、1人につき6,500円、第2号に該当する子については1人当たり1万円とする改正でございます。

新旧対照表は9ページをごらんください。

第13条第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、これは字句の改正です。

「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、この改正は、現行では職員に配偶者がいない場合においては、扶養親族のうち1人については1万1,000円とされております。しかし、改正によりその規定がなくなるため、それを定めているこの条文を削除するものでございます。同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条

第2項第3号若しくは第5号」に、とあります。これは、第12条第2項の改正に伴う号ずれによる改正でございます。「扶養親族たる要件」を「扶養親族としての要件」に改め、これは字句の改正です。同項3号及び第4号を削り、この改正は先ほどと同様に、現行では職員に配偶者が不在の場合においては、扶養親族のうち1人については1万1,000円とされておりありますが、改正によりその規定がなくなるためこれを規定しているこの条文を削除するものでございます。同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改めてます。この改正は、扶養親族がない職員の定義を扶養親族の届け出がない職員に改めることと、これに伴う字句の改正でございます。

新旧対照表は10ページをごらんください。

「すべて」を「全て」漢字に改め、同条第3項中「これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員に扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に改めてます。この改正は、何々の場合と要件を幾つか上げてますが、その要件を1つの文章であらわしていたものを1号、2号、3号というふうに号建てに改正したものでございます。「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号」を「第1号」に改め、これは号建てへの改正に伴う字句の改正でございます。次、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者が不在ものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、とあります。この改定は、先ほどから出ております、現行では職員に配偶者が不在の場合においては扶養親族のうち1人については1万1,000円とされていますが、この改正によりこの規定がなくなりますのでこの条文を削除するものでございます。同項に次の各号を加える。

第1号、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合。第2号、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合。第3号、職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間のある子でなかった者が特定期間にある子となった場合。第3項の前段部分を号建てにするものでございます。

新旧対照表は11ページをごらんください。第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、とあります。この改定は、附則第1条第1項の規定により、平成29年度から実施するものであります。勧告に基づく勤勉手当100分の10、0.1月分の引き上げは、本年度は12月で支給しますが、平成29年度からは6月と12月に分け、それぞれ100分の5、0.05月分支給するというものでございます。同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。この改正は、先ほどと同様に再任用の職員についても、平成29年度から6月と12月にそれぞれ100分の2.5、0.025月分ずつ支給するものでございます。

新旧対照表は12ページをごらんください。附則第16項中「100分の1.65」を「100分の1.575」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。附則第16項は、高齢者の給与を抑制するための規定で、55歳以上で6級の課長の勤勉手当の支給上限額を定めるものであります。減額する割合についても、平成29年度から6月と12月を均等にするものです。100分の1.65は100分の110の1.5%、100分の1.575は100分の105の1.5%です。100分の110と100分の105は、最低号級に達しない場合は給与抑制対象外の特定幹部職員と同じ支給割合とするものでございます。

議案書は7ページをごらんください。

附則でございます。第1条、（施行期日等）この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び附則第16項の改定規定を除く。次条において同じ。）による改定後の給与条例、次条において「第1条改定後給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。給料表の改定は4月にさかのぼって適用するというものでございます。

（給与の内払）第2条、第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第18号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条改正後給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払いとみなす。この平成26年改正条例というものは現給保障を示しております。この26年で給料表は減額されました。その際、附則5条によりまして「現給を保障する」という規定がございましたので、この現給保障分を含むというものでございます。

議案書は8ページをお願いします。

附則第3条で（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）という規定がございます。ここに規定されている内容を表にまとめておりますので、その表で御説明したいと思います。資料ナンバーの1の13ページをごらんください。ここに附則第3条「平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例」ということで表を示しております。扶養親族ごとに各年度における手当て額を記載しております。12条第1項第1号で規定されている配偶者は、平成28年、今年度は1万3,000円ですが29年度は1万円、30年度以降は6,500円、その下、子、附則第2号で規定されている子は、28年度は6,500円、29年度は8,000円、30年度は以降は1万円となっております。第3号から第6号で規定されている孫、父母及び祖父母、弟、妹、重度心身障害者は6,500円のままです。その下、米印で職員に配偶者が不在の場合の扶養親族1人に係る手当てについては、平成28年度は現行の1万1,000円、29年度は子1万円、父母等9,000円、30年度以降は制度がなくなりますので、この表に掲げる子または父母等の額のままとなっております。附則第4条、（規則への委任）、前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。なお、質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしく申し上げます。

それでは、本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 総務課長の説明の中に「人勸による」とありましたが、人勸によるちゅう説明の中に「国家公務員と比較して」とありました。当然、国家公務員の給与体系と地方自治体の給与体系、スタートもあれも違うんだろうと思いますが、仮に基本的な計算方法としては、国家公務員給与に何か係数を掛けるんだろうと思うんですが、地方によって変わると思います。吉富町の場合はどうのように計算されるんでしょうか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

給料表につきましては、国家公務員の給料表と同じものを採用しております。ただ、国家公務員の場合、勤務地に応じて地域手当等、その給与とは別に地域手当等が支給されております。吉富町の場合はその地域手当はございません。そういったところで地域の差は出ているものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ２番、山本です。今いろいろ説明がありまして、人事院勧告に基づいての給与改定という条例改正といふうにお聞きしました。文言訂正という若干町独自のよう部分もあるんでしょうけど、大きな意味での町独自の何か変更点というのはこの中にありますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

町独自はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） それと、たしか３．１１があった後に公務員の給与というのはかなり抑制されて、一時やられました。その後、若干ずつ上がってくる形になってるんですが、現在の水準は当時の水準からしてどれぐらいになるんでしょうか。大体戻ってるのか、それとも逆に上がっているのか、まだ下がったままなのか、大体大まかで結構なんで。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

先ほど条例の説明の中で、平成２６年の給与改正でかなり下がったというふうに申しあげました。それについては、平成２９年度まで現給保障がありますので、現給は確保してありますが、給料表自体はそのときよりも下がっております。でありますので現給保障をしようという形になっておりますので、給料表はその当時よりも下がっているというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） 先ほど給料表は同じものだということでした。ここに給料表が示されておりますが、国家公務員もこの金額でいくんでしょうか。仮にそうだとしたらばどこで変わるんでしょう。だから、吉富町も福岡市もこの給料表で行われているんでしょうか。その辺がちょっとわかりませんが、先ほどの説明では。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

吉富町は６級で終わってるんですが、国家公務員の場合は９級、まださらに上位の級があります。そういったものがございまして、吉富町は６級で終わってしまうんですが、国家公務員はさらに７級、８級、９級と上がっていくにつれて給料が上がるという仕組みになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 扶養手当のところ、「重度心身障害者」というところがあるんですけど、これは上乘せになるんですよ。例えば子供さんと重度心身障害児であった場合は、その子がいただく扶養手当にその人が重度心身障害児であった場合はプラスされるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

扶養親族1人につきこの額でございますので、上乘せはされません。ですから、22歳に達する子供さんとかここに掲げる1、2、3、4、5号の方で重度心身障害者であっても増額はされない、1人につきでございますので増額はされないというふうなものがございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。3回目です。

○議員（7番 是石 利彦君） これはどの職員にも適用されるんだろうと思いますが、職員同士で御結婚されている方、そういう方には当然何か差が出るのでしょうか、どちらかに出るのでしょうか。そういう給与の算定、何かあるのでしょうか。何か文章とかそういうものがあるのでしょうか。職員同士の結婚をなさった方で、どちらにもこの給与が、きょうの改定がされるんだろうと思いますが、不利はないのかとか何かちょっと減額されたものがあるとか、その差がもしあるのなら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 結婚していても1人の職員でございますので差はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。扶養認定される額というのは年収があると思うんです。吉富町の場合は、配偶者の扶養の年収は幾らまでを扶養の年収になってますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 130万円を超えた場合は扶養親族になれないという規定だったように記憶しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私サラリーマン出身の議員なので私の例を参考に申しますと、今新聞等で政府が28年度から扶養控除150万円、税制の問題でございます。現行130万円を150万円に引き上げてということで報道されていますけども、それは保険とか、いわゆる第3号の妻とかいうののかかわりが130万円からになります。扶養手当という金額の支給については、一般的な企業ではもっと下に抑えてられているケースもあります。この件については、ま

た再度担当課で私が確認しますので結構です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの件なんですけども、そうしますと、扶養手当のほうの第12条第2項の1から5号以外の方で重度心身障害者の方に、この手当が支給されているということなんでしょうか。それが1つと、今吉富町の職員給与のラスパイレス指数は幾つでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今岸本議員おっしゃられたとおりです。扶養についてはそういうことです。

ラスパイレス指数につきましては、今平成27年度の資料を持ってるんですが、92.7%というふうになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。3回目。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目なんですけど、かつて20年ぐらい前は吉富町のラスパイレスはたしか100を超えていたと思うんです。今かなり下回ってるんですけども、100を目指す方針というのはあるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） たしかにうちは低いというふうに私どもも思っております。それについては、今何で低いんだろうかというのを分析をしております。今後、級のわたり、先ほど申し上げましたけどもうちは6級までなんですけども、級の昇給のあり方をちょっと検討したいなというふうには思っております。そういった場合は、また条例になりますので議会のほうに御提案をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

是石さん、4回目やから気をつけて。（「議長、4回目です。」と呼ぶ者あり）

4回目でも、もう立ったから許しますから。

○議員（7番 是石 利彦君） ラスパイレスちゅうことはどっかと比較するんだろうと思うんですが、近隣とか比較対象のところはどこでしょうか。何自治体かあるでしょうけど。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 国家公務員の給与を100とした場合の比較でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

反対討論ありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 現在の条例、大変よくわかりました。公務員の給与を上げることにはいささかも私も疑問もございません。しかし、今質疑の最中に総務課長並びに町長が、我々質疑に対する暴言ともとられかねないような言い方をされました。議会は議場でありまして、議長に権限があります。それに対して審議を拒否するような態度に関して私は反対いたします。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 扶養手当に関して減額となる方もあるという問題点はあるものの、全体としては前進方向にあると考えますので賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 争議権を持たない公務員にとって人事院勧告に従うということは、またこれに従わない場合は、もうむちゃくちゃになると考えるので、ここは大いに賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありあませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 反対討論いたします。職員の給与の規定で増額をされるのは私は賛成でございますが、ただいま私も気づかなかったんですが、私の発言の中で、議長の許可なしに話す方がおつたと聞きました。そういやそうだなということで、まず、その方の失言を訂正していただきたいと思いますがいかがでしょうか。お願いいたします。議長の裁定をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 討論のどこやから。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成はしたんよ。

○議長（若山 征洋君） 賛成ですね。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成です。

○議長（若山 征洋君） どういう意味かようわからんです、今。

○議員（7番 是石 利彦君） いいですか。

○議長（若山 征洋君） 立って言うてください。

○議員（7番 是石 利彦君） それは、議長、ここは議場ですんで議長の許可を得て発言ができるわけですから。それを執行部に座っとる方々がそれをみずから崩すようなことはいけないんじゃないかなと思いますんで、それをまず、事実を確認してどうするか、それを議長の裁定でお願いします。

○議長（若山 征洋君） 4回目じゃないのと言うたことに、そのこと。

○議員（7番 是石 利彦君） ひとり言じゃない。

○議長（若山 征洋君） 私の耳にはそれしか入ってない。

○議員（7番 是石 利彦君） それがいかにじゃないんですか。

○議長（若山 征洋君） そのことでしょ。

○議員（7番 是石 利彦君） はい。

○議長（若山 征洋君） そのことならもう許します。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、わかりました。

○議長（若山 征洋君） そういうことにします。

討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立6名です。多数であります。よって、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、議案第60号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書11ページをごらんください。新旧対照表は14ページをごらんください。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、単純

な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。別表（第8条関係）、労務職給料表です。一般職と同様に1級、2級、3級の若年層で1,500円、中間層では段階的に引き上げ額が下がり、高齢層では400円の引き上げとなっております。

議案書15ページをお開きください。

附則でございます。第1条、（施行期日等）、この条例は公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。給料表の改定は4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

第2条、（給与の内払）、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明を受けました。先ほどの条例と同じような形だと思うんですが、これは町独自の部分がありましたらこちらも教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 町独自の部分はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議案第61号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ。

歳出3ページ、4ページ。

次に、5ページ、事項別明細書総括歳入。

6ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入7ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出8ページから、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ。

歳出全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどの全協で中途採用の方の話をお聞きしました。ちょっとげすな質問かもしれないんですけど、ボーナスの査定期間、これは吉富町の場合はいつからいつまでといつからいつまでになってるのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

ボーナスには、期末手当、勤勉手当がございますが、それぞれ任用の査定の期間が異なっております。これは条例で定められているところでございますが、期末手当は6カ月以上勤務していれば100分の100、5カ月以上6カ月未満は100分の80、3カ月以上5カ月未満は100分の60、3カ月未満は100分の30というふうになっております。

勤勉手当につきましては、これはかなり細分化されておりまして14まで細分化されていますので、6カ月以上から15日ずつとなっております、95、90、80、70、60、50、40、30、20、15、10、5、0という形になっております。そういった6カ月以上であれば100分の100、それから段階的に下がります15日未満であれば100分の5、零というのは全くないという事です。12月1日時点で何もないというのは零。だけでも、最低でも15日未満勤務をしていれば100分の5の勤勉手当の支給限度額がございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） となると、12月1日の計算でいくと、ことしの12月1日から来年の11月31日までの1年間を通じた日程を、期末手当のほうは半分にそれで割るんですか。それとも、例えば会社だったら4月1日から8月末までとか年度内で割るわけですけど、この場合はカ月なんでどうなるんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 期末勤勉手当の基準日は、6月1日と12月1日になります。その時点で6月以上、先ほどの期間、そういった形になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） わかりましたか。

ほかにありませんか。

歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書14ページ、15ページ、16ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、議案第62号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書総括歳入、5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出7ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書8ページ、9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、議案第63号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ。

歳出3ページ。

次に、4ページ、第2表地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第2表地方債補正について説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 御説明申し上げます。

まず、起債の目的でございます。公共下水道事業整備事業でございます。

補正前につきましては、限度額1億6,000万円、起債の方法、証書借り入れ、利率につきましては4%以内、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえをすることができるということでございまして、今回、補正につきましては限度額を1億9,610万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 内容の説明やろ。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 内容の説明につきましては、全協におきまして説明させていただきましたが、まず、その執行に当たりまして、予算上では予算の確保がなければ事業が執行できません。今回新たに委託業務を追加させていただいておりますので、歳出予算の確保が必要と

なります。それに伴う歳入につきましても財源確保をしておかなければ歳入欠陥が生じますので、今回下水道事業債として予算を確保するものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

5 ページ、事項別明細書、総括、歳入。

6 ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入7 ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出8 ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） ちょっと予算書の見方がよくわからなくて、先ほど全協の説明では4,020万円、補助が得られるはずのお金が余っていると、それで今回新たな委託料を組んだということだったんです。私的には、こういう場合は、先ほど地方債の説明の中で予算の組み方としてというふうな理解をしたんですけども、その内諾が得られてるのならば、それこそ国、県支出金のところにそのお金4,020万円、それがくるのかなと思ってたんですけど地方債になってたので、この地方債って何なんだろうっていうのは私も山本議員と同じような疑問を抱いたんです。その辺どうなんですか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） お答えいたします。

まず、財源更正でございますが、国費につきましては国のほうから決定通知をいただいておりますので、それに伴った数字を計上させていただいております。

今回、4,000万円少しの執行残がまだ発生していると、それを執行するに当たりまして、まず予算上の御説明を申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、歳出につきましては、それに伴う歳入がないと歳入欠陥が生じますので、まず歳入の確保が必要となってきます。その確保につきましては国費、それと起債、そしてあと使用料等が5%程度でございます。それとあと一般会計からの繰り入れ、それで財政構成がされておまして、まず、その中で国費はもう確定しているということ、また、一般会計、そして使用料等につきましてはまだ未確定であるということで、財源の確保といたしましては起債で対応するしかございません。そして、これは予算上の話でございますが、今回この予算を確保した暁には速やかに事業を執行いたします。事業を執行した後は未執行の国費、また下水道の使用料等の財源を充当いたしますので、執行後、予算の不

用額等が発生してこようかと思えます。それにつきましては、また速やかに次の議会等で減額補正を上程させていただくと、そういったような流れになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 補正で5,800万円、管渠の実施設計委託料ということで、先ほど全協でたしか3カ所委託を今度はこの補正でやろうという話だったんですけども、その3カ所がわかるのであればちょっと教えていただけないかなと思っております。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） この委託につきましては、昨年、平成27年度に変更手続きをさせていただきました下水道事業計画172ヘクタールの事業計画で、今現在事業を進捗しているところでございますが、あと残りの4.8キロメートルを3本に分けてまして工事を発注する予定として計画を立てております。

位置といたしましては、広津地区、そして土屋地区、今吉地区の3カ所でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、9ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書の変更。

次に、給与費明細書10ページ、11ページ、12ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成討論。全協の席で課長から説明を受けまして、ちょっと私の感じ方として、今回の補正は下水道課の努力と企業の努力によって、結果として来年度に回す予

定であったと思います4.8キロの下水道が計画されるということになりました。これは、町民の付託に沿って下水道を早くやってくれという希望に沿った形だろうと思います。いい形で補正を組んでいただいたと思います。よって、それに対し賛成をいたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論は。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 先ほど同僚議員が、今度の予算措置で3カ所はどこかという具体的な質問をされました。その質問に答えた担当課の答えを聞き、大幅におくれている下水道事業が少しでも早くスピードアップしたということを認識いたしました。よって、この補正予算に全面的に賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、議案第64号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算1ページ。

補正予算実施計画2ページ。

予定貸借対照表3ページ、4ページ。

補正予算明細書5ページ。

給与費明細書6ページ、7ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第3項

の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

----- . ----- . -----

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時16分閉会
